（案）

㊥

岡 賃 審 第　　号
令和８年 10 月 27 日

岡 山 労 働 局 長
　森實　久美子　殿

岡山地方最低賃金審議会
会　長　　西田　和弘

岡山県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月３日付け岡労発基 0703 第２号及び７月 30 日付け岡労発基 0730 第１号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論を得た旨当該部会長から報告があったので、最低賃金審議会令第６条第５項の規定による議決に基づき答申する。

別　紙

岡山県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

# 岡 山 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

１　適用する地域
　　岡山県の区域

２　適用する使用者
　　前号の地域内で鉄鋼業（銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者
　　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）　１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）　雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額
　　１時間１，２２３円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの
　　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日
　　法定どおり